

大玉村地域振興施設整備基本計画等作成支援業務
公募型プロポーザル実施要項

本業務は、大玉村（以下「村」という。）が令和6年度に策定した「大玉村地域振興施設基本構想」に基づき、産業振興センター周辺エリアの再整備に向けた具体的な施設計画となる基本計画等を作成することを目的とする。

1 業務概要

- (1) 業務名 大玉村地域振興施設整備基本計画等作成支援業務委託
- (2) 業務期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (3) 見積限度額 12,100,000円（消費税及び地方消費税含む）
※当該金額は業務提案において提示できる金額の上限であり、契約金額ではない。
- (4) 選定方法 公募型プロポーザル方式による

2 参加資格

参加資格者は、下記に記載する要件を全て満たしている者とする。なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、構成する者のいずれもが参加要件を満たす者であること。ただし、単独で企画提案した者は、共同提案の構成員となることはできない。

また、共同提案する場合は代表者を定めたうえでプロポーザルに参加するものとし、村との契約の当事者は当該代表者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 大玉村建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行っている者ではないこと。
- (5) 事業税その他税の滞納をしていないこと。
- (6) 大玉村暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号及び第2号並びに第3号に該当しない者。
- (7) 公共施設整備における公民連携手法（PPP/PFI等）の導入検討実績又はこれに相当する知見を有する者。

3 受託者選定の手続き

(1) 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでの予定スケジュールは、表1のとおりである。ただし、土曜日、日曜日及び祝日など、大玉村の休日を定める条例に定める村の休日（以下「村の休日」という。）には、受付等を行わない。

表1 契約締結までのスケジュール

	内 容	日 時
1	公募開始、村ホームページに実施要項公表	令和7年 9月25日（木）
2	質問書の受付締切	令和7年10月 3日（金）
3	質問書の回答	令和7年10月 9日（木）
4	参加申込書の受付締切	令和7年10月15日（水）
5	一次選考の結果の通知	令和7年10月20日（月）
6	企画提案書等の受付締切	令和7年10月30日（木）
7	選定委員会の開催（プレゼンテーション審査）	令和7年11月 7日（金）※予定
8	最優秀提案事業者の決定	令和7年11月中旬予定
9	最終見積徴収及び契約締結	令和7年11月中旬予定

※スケジュールは参加者の状況などにより、若干変更する場合がある。

(2) 選定委員会の設置

最優秀提案事業者の選定にあたり、「大玉村地域振興施設整備基本計画等作成支援業務委託プロポーザル提案事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

4 質疑の受付及び回答

(1) 質疑の受付

ア 受付期限：令和7年10月 3日（金）まで

イ 質疑の方法

企画提案に関する質問は、質問書（様式第5号）により下記の大玉村役場産業建設部都市計画課の電子メールアドレス宛てに送信すること。なお、送信者は電話による着信確認を行うこと。

電子メールアドレス：toshikeikakuka@vill.otama.fukushima.jp

電子メールの件名：（質問書）大玉村地域振興施設整備基本計画策定支援等業務委託

(2) 質疑に対する回答

提出された質疑に対する回答は、令和7年10月 9日（木）までに大玉村ホームページ（<https://www.vill.otama.fukushima.jp>）において掲載する。ただし、本業務に直接関係のある質疑のみに回答を行い、全ての質問に回答するものではない。

5 参加申込みについて

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下に基づき、あらかじめ参加申込を行うものとする。

(1) 参加申込書及び添付書類（以下「参加申込書類」という。）の構成

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 共同参加事業者構成表明書（様式第1－2号）※共同提案による申込みの場合
- ウ 提案者概要書（様式第2号）
- エ 業務実績書（様式第3号）
- オ 業務実施体制書（様式第4号）
- カ 配置予定技術者調書（様式第4－2号）
- キ 履歴事項全部証明書（写し可）

(2) 参加申込書類の提出

参加申込書類は、以下のとおり提出すること。

- ア 提出期限：**令和7年10月15日（水）まで**
- イ 提出場所：969-1392 福島県安達郡大玉村玉井字星内70
大玉村役場産業建設部都市計画課 担当：玉川（たまがわ）
- ウ 提出部数：9部（正本1部、副本8部）
- エ 提出方法：持参または郵送による提出
※持参の場合は土・日・祝日を除く日の8：30～17：15の間とし、郵送の場合は期限内に必着とする。

6 一次選考について

(1) 一次選考

参加申込書類により参加者の資格や業務実績、配置予定技術者等について審査する。なお、参加希望者が多数の場合は、**表1**に基づき、担当課にて選考する。

(2) 一次選考結果の通知

令和7年10月20日（月）（予定）までに電子メールの送信及び普通郵便の発送により通知を行う。

7 企画提案について

(1) 企画提案書及び添付書類（以下「企画提案書類」という。）の構成

- ア 企画提案書等送付書（様式第6号）
- イ 企画提案説明書（様式第7号）※業務工程表（任意様式）含む
- ウ 見積書（様式第8号）
※業務内容ごとの明細を添付すること

(2) 企画提案書類に記載する事項

別紙「大玉村地域振興施設整備基本計画等作成支援業務委託仕様書」の「3 業務内容」に掲げる業務を遂行するための具体的な手法を記載すること。

(3) 企画提案書類の提出期限

ア 提出期限：令和7年10月30日（木）まで

イ 提出場所：969-1392 福島県安達郡大玉村玉井字星内70番地

大玉村役場産業建設部都市計画課 担当：玉川（たまがわ）

ウ 提出部数：9部（正本1部、副本8部）

エ 提出方法：持参または郵送による提出

※持参の場合は土・日・祝日を除く日の8:30～17:15の間とし、郵送の場合は期限内に必着とする。

8 プレゼンテーションの実施

(1) 日時及び場所等

実施日は、令和7年11月7日（金）を予定しており、詳細については後日改めて連絡する。審査は非公開とする。審査の順番は、原則として企画提案書の到着順とする。なお、プレゼンテーションの方法は大玉村での対面形式を想定している。

(2) プレゼンテーションに要する時間

概ね30分程度（発表を約20分、質疑を約10分）を想定している。

(3) プレゼンテーション項目

「大玉村地域振興施設整備基本計画等作成支援業務委託仕様書」に示す業務内容の順に沿ってプレゼンテーションを行うこと。

(4) プレゼンテーションに要する機材

プロジェクター及びスクリーンは大玉村において用意するが、その他必要な機材は参加者が用意すること。

9 最優秀提案事業者の決定

(1) 最優秀提案事業者の選定方法

選定委員会は、**表2**に基づく評価項目により評価し、順位付けを行い、最優秀提案事業者を決定する。

(2) 提案者が1者のみの場合の取扱い

提案者が1者のみの場合でも選定委員会による審査は行い、各委員の評価点の合計平均点が満点の60%以上であった場合は、その者を契約候補者とする。

(3) 審査結果等の通知及び公表

村は、審査結果を参加者に文書で通知するとともに、ホームページで公表する。なお、審査結果に対する異議申し立てや電話等による問合せには一切応じない。

10 契約の締結

最優秀提案事業者として選定された者と村が協議し、業務委託に係る仕様を確定したうえで随意契約の方法により契約を締結する。この場合において、協議が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

11 その他

(1) プロポーザル実施要領等の承諾

参加希望者は、参加申請書の提出をもって、プロポーザル実施要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 失格または無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効となる。

- ・ 期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(3) 複数提案の禁止

提案者は、複数の提案書の提出はできない。

(4) 提案書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え及び再提出は認めない。ただし、村が提出を求めた場合はこの限りではない。

(5) 返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(6) 費用負担

企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーション参加等プロポーザル参加に要する経費等は全ての提案者の負担とする。また、最優秀提案事業者が契約に至らなかった場合、村は一切の補償等を行わないものとする。

(7) 本実施要項に定める事項のほか、必要な事項については、別途、村が定めるものとする。

【担当（問合せ先及び書類提出先）】

〒969-1392 福島県安達郡大玉村玉井字星内70番地

大玉村役場産業建設部都市計画課地域整備係 担当：玉川（たまがわ）

TEL：0243-24-8092（直通） FAX：0243-48-4448

E-mail：toshikeikakuka@vill.otama.fukushima.jp

表 1 一次選考における評価項目

	評価項目		評価基準	配点
1	経営規模		経営規模は妥当か（資本金、売上金）。	10
2	履行保証力		履行保証上の懸念はないか（自己資本比率）。	10
3	事業概要		本業務を遂行するにあたり事業概要（内容）はどうか。	10
4	同種・類似業務の実績		同種・類似実績数及び内容はどうか。	20
5	業務実施体制	業務実施体制	業務遂行体制は適切か。	25
		配置予定技術者の能力	配置技術者の資格や業務担当実績の状況はどうか。	25
	合 計			100

表 2 二次選考における評価項目

	評価項目		評価基準	配点
1	業務実施体制		業務実施体制は、本業務の内容に見合ったものか。 また、村の要求に対して柔軟に対応できるか。	15
2	企画提案の適格性	現状の理解と事業実施の方向性	・本村の現状やこれまでの取組みを理解しているか。 ・本業務の業務目的や背景、検討課題を十分に理解しているか。	15
		業務内容の理解度	・企画提案内容が仕様書と齟齬がなく、内容が的確に提案されているか。 ・施設の機能や規模を検討する方法、プロセスが明確に示されているか。	20
		専門技術力 企画力	・業務に関する知識が豊富であり、中心的・主体的に業務内容を実施できるか。 ・独自性のある取組み又は、具体的で実現可能な追加提案等があるか。	20
3	スケジュール		業務のスケジュール、実施フローは具体的で実現性は高いか。	10
4	業務実績		業務を遂行するのに有効な類似業務の受注実績を有するか。	10
5	事業費の妥当性		事業費の積算は提案された企画内容と整合して適切か。	10
	合 計			100